

青梅市就学の援助に関する規則

平成16年3月25日
教育委員会規則第9号

改正 平成17年7月1日教委規則第9号 平成20年3月1日教委規則第3号
平成21年1月30日教委規則第1号 平成23年4月20日教委規則第5号

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条に規定する経済的理由により就学困難と認められる学齢児童（以下「児童」という。）および学齢生徒（以下「生徒」という。）の保護者に対し、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）および同法施行令（昭和31年政令第87号）にもとづき就学に必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(就学援助の申請)

第2条 就学援助を受けようとする者は、青梅市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請するものとする。

(資格要件)

第3条 就学援助の対象となる者は、青梅市の区域内に居住している児童および生徒で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 児童および生徒の保護者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者であること。
- (2) 児童および生徒の保護者が、別表第1に定める生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められるものであること。

(要保護および準要保護児童生徒の認定)

第4条 委員会は、保護者からの申請にもとづき**所得状況等**を調査し、必要により学校長および民生委員の意見を聴いた上で、前条第1号の資格要件を満たしていると判断した場合は、就学援助を必要とする要保護児童生徒として、前条第2号の資格要件を満たしていると判断した場合は、就学援助を必要とする準要保護児童生徒として、それぞれ認定するものとする。

2 委員会は、認定結果について、申請者に対し通知するものとする。

(就学援助費の支給)

第5条 委員会は、前条により要保護または準要保護児童生徒として認定した者の保護者に対し、別表第2に定める就学援助費を支給するものとする。

2 就学援助費の支給は、学期毎に保護者へ支給するものとする。ただし、保護者の都合により特別な理由があると認められた場合は、学校長を通じて支給することができる。

(就学援助費の支給期間)

第6条 就学援助費支給期間は、認定した日から支給すべき理由が消滅した日までの間、要保護または準要保護児童生徒が在籍する学校において必要とした経費を対象として支給する。ただし、学用品費の支給は、認定した日の属する月から支給すべき理由が消滅した日の属する月までの間、支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、4月1日において受給資格を有する者が同年5月31日までに申請をした場合は、同年4月1日にそ及して就学援助費を支給することができる。

(認定の取消し)

第7条 第4条第1項の規定により認定された者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会は認定を取り消すものとする。

- (1) 就学援助費の受給を辞退したとき。
- (2) 第3条に規定する資格要件を失ったとき。
- (3) 虚偽の申請により受給したとき。

(就学援助費の返還)

第8条 委員会は、前条により認定の取消しとなった者が、前条第3号に該当する場合は、すでに支給した就学援助費の返還を求めることができる。

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成17年7月1日教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

付 則（平成20年3月1日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年1月30日教委規則第1号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成23年4月20日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青梅市就学の援助に関する規則の規定は、平成23年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

児童および生徒の保護者が、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者は次のいずれかに該当する者であること。

1 青梅市市税条例（平成10年条例第34号）第33条の規定にもとづき算定した、同居の家族全員の前年総所得金額が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に定める生活扶助基準の居宅の場合の基準生活費第1類および第2類（冬期加算含む。）、期末一時扶助の年額、住宅扶助および教育扶助の年額をそれぞれ加算した額（所得基準額）以内の家庭の児童および生徒であること。

2 学校長および民生委員が援助を必要と認めた児童または生徒であること。

別表第2（第5条関係）

支給費目、支給額および支給対象

支給費目	支給額		支給対象
	小学校	中学校	
1 学用品費	要保護児童に対する国の補助対象限度額に準ずる額	要保護生徒に対する国の補助対象限度額に準ずる額	準要保護児童生徒
2 新入学児童生徒特別扶助費	要保護児童に対する国の補助対象限度額に準ずる額	要保護生徒に対する国の補助対象限度額に準ずる額	〃
3 給食費	実費	実費	〃
4 修学旅行支度金		予算で定める額	〃
5 修学旅行費	実費	実費	要保護および準要保護児童生徒
6 林間・移動教室費	実費	実費	準要保護児童生徒
7 校外活動費（遠足等）	実費		〃
8 医療費	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）適用疾病にかかる保護者負担分実費		要保護および準要保護児童生徒
9 通学費	就学援助通学費支給基準にもとづき学校長が認定した額		準要保護児童生徒

備考 この表において、第5項、第6項および第7項に規定する実費については、予算の範囲内で支給するものとする。